

五所川原市地域おこし協力隊「赤～いりんご六次化サポーター」募集要項

1 募集背景

五所川原市の特産品である「赤～いりんご」は、果肉、花、葉、枝までも赤い世界的に珍しいりんごで、酸味が強いことから、主に加工用として取り扱われています。この「赤～いりんご」の普及・振興を図るため、これまで、民間事業者と連携しながらジュース、お菓子、健康食品等の開発・広報に係る支援や、最近では赤～いりんごのみを使用した「シードル」を製造するなど、魅力ある商品づくりや広報活動による需要の創出を行ってきました。

こうした活動により、五所川原市内や青森県内においては「赤～いりんご」が浸透してきてはいるものの、まだまだ十分な認知度は得られておらず、更なる知名度の向上と全国的な販路拡大のための効果的な振興対策が求められています。

また、少子高齢化に伴う担い手不足により樹園地の放任園化が今後更に進行することが懸念されており、こうした農地問題に対応し、生産者および生産量を確保していくために新たな担い手を創出することが必要となっています。

そこで、五所川原市では、「赤～いりんご」の六次化（生産・加工・販売）経営モデルになってもらうことで、「赤～いりんご」の振興と当市で就農・生活をしたいという若者の発掘・確保につなげていくため、就農意欲があり商品開発や販路開拓にも取り組める人材として、以下のとおり地域おこし協力隊を募集します。

2 活動のテーマ

赤～いりんごが未来を拓く！

六次化就農で地域を盛り上げよう ～地域の魅力度向上大作戦～

3 募集職種・人員

赤～いりんご六次化サポーター 1名

4 活動

【活動目標】

- ・ りんご栽培・加工・販売について自ら体験・研修し、当市において、赤～いりんごを柱とした六次化経営を行う農家として就農する。または、赤～いりんごを利用した多様な商品の開発や販売を目的とした企業への就職や、自らが起業して赤～いりんごの振興を図る。
- ・ 市内外の農業経験のない若い世代に向けて、農業の魅力や当市で就農することに興味を持ってもらえるような情報発信を行い、当市における就農者モデルとなる。

【活動内容】

当市が農業センターの管理と赤～いりんごの栽培・加工・保管を業務委託している「(株)アグリコミュニケーションズ津軽」を拠点に、以下の活動を行う。

- ①りんご栽培に携わりながら、栽培技術、管理方法及び経営のノウハウを習得する。

- ②赤～いりんごを活用したシードル等の新商品の開発を行う。
- ③普段の活動内容や市のイベントに参加した様子をSNS等で情報発信して、当市の農業のPRを行う。
- ④農業者向けの集落座談会、赤～いりんごの振興連絡会議などに参加し、地域の農家や赤～いりんご関係者、また地域農協等の関係機関と交流を図って、地域とのつながりを作る。

【求める人材】

- ①りんごの栽培に興味のある方。
- ②SNS等を活用して効果的な情報発信ができる方。
- ③市で開催される農産物販売等の催事や、講演会・会議等の地域農業に係る活動に参加できる方。

【受入担当部署】

農林水産課

【主な活動場所】

(株) アグリコミュニケーションズ津軽

5 募集対象

- (1) 総務省地域おこし協力隊員の地域要件に合致している方で、採用後、五所川原市に住民票を異動し、居住できる方
- (2) 年齢が令和4年4月1日現在で満20歳以上50歳以下の方（性別は問わない。）
- (3) 地域おこし協力隊としての活動終了後も五所川原市に定住する意思のある方
- (4) 普通自動車運転免許を有している方（MT推奨）若しくは委嘱の日までに取得する見込みの方
- (5) パソコンの基本的操作（ワード、エクセル、インターネット等）ができる方
- (6) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方

6 勤務時間

原則として8時30分～16時30分（うち休憩1時間） 週5日（月曜日から金曜日）勤務 週実働35時間 ※休日出勤の場合は振替とする。

7 任用期間

令和4年5月10日から令和5年3月31日まで

※活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新。最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。

8 雇用形態

市の会計年度任用職員（パート）として雇用しますが、活動場所は市が赤～いりんごの栽培・加工・保管に係る業務を委託している（株）アグリコミュニケーションズ津軽となります。

9 報 酬

月額200,000円（左記金額に通勤手当分の加算があります。）

※このほか期末手当を市の規定により支給します。

※社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。

※時間外手当、退職手当等の支給はありません。

10 待 遇

- (1) 社会保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に加入します。
- (2) 住居は市が借り上げることができます。市が借り上げた住居以外の場合、家賃の全額（月額上限5万円）を市が助成します。（要相談、入居に関する費用（引越し費用、敷金、礼金など）及び光熱水費等は自己負担となります。）。
- (3) 協力隊員としての活動用の車両は市が借り上げることができます（要相談）。
- (4) 協力隊員としての活動用のパソコン、事務用品等は市が支給します。
- (5) その他活動に要する経費（消耗品費、燃料費、研修参加費等）については、予算の範囲内で市が支給します。
- (6) 協力隊員は、勤務時間外において、市長の許可を受けて、五所川原市に定住するために地域協力活動に関連して行う営利活動又は他の営利活動（副業）を行うことができます。
- (7) 生活や通勤の移動手段として車は必要不可欠です。自家用車の持込みをお勧めします。
- (8) 所有している普通自動車運転免許がAT限定の方は、活動中にMT車を運転する機会があるため、着任後にAT限定解除の教習等を受けてもらう予定です（限定解除に要する費用は、活動に要する経費から市が支給します。）。
- (9) 協力隊の活動終了後に当市で就農する場合は、新規就農時に活用できる各種事業や農地の確保等のサポートを行い、就農後も関係機関等とも連携して支援を継続していきます。

11 応募方法

(1) 受付期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月28日（金）まで

(2) 提出書類

①応募用紙

②現住所の住民票の写し（原本、受付開始以降のもの）

③自動車運転免許証の写し（両面）

※応募に係る費用は応募者の負担となります。

12 選抜方法

(1) 第1次選考 書類審査（令和4年2月上旬予定）

資格要件、書類内容を審査し、書類選考結果を応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考 面接（令和4年2月下旬予定）

第1次選考合格者を対象に、面接と併せて地域協力活動の体験プログラムを行う予定です。体験プログラム・面接の日程等の詳細は、市と対象者で協議の上決定します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、オンラインによる面接のみとなる場合があります。

(3) 隊員の決定

第2次選考により候補者を決定します。

13 提出・問い合わせ先

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市経済部農林水産課 農業振興係 中村

TEL：0173-35-2111（内線2512）

FAX：0173-33-3657

E-mail：nousei@city.goshogawara.lg.jp